

自分の家の安全対策をしておこう

■家具転倒防止金具取付事業

御坊市では、地震発生時における被害の防止・軽減を図るため、高齢者及び障害者で構成された世帯を対象に、家具転倒防止金具の取付け、金具代を補助します。



- ◆**対象世帯** 市内に住所を有する方で、次のいずれかの世帯に属し、金具の取付けが困難である者
 - ・満65歳以上の者のみで構成する世帯
 - ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、和歌山県療育手帳の交付を受けている者のみで構成する世帯
- ◆**対象家具** たんす、食器棚、本棚を対象とし、1世帯につき、3竿以内
- ◆**取付事業者** 市が指定した事業者
 - ・御坊市シルバー人材センター
- ◆**補助金額** 取付・金具代は、1世帯当たり7,500円を限度とします。
 - ※ 金具代(市で指定する金具の中から家具最大3竿に要した費用2,500円を上限)及び取付に係る費用(一律5,000円)は無料です。
 - ※ 金具を取り付けた後の家具の移動、家具の取り外し及び原状復旧に係る費用は自己負担となります。
 - ※ この事業を利用することができる回数は、1世帯につき1回です。
- ◆**申込期間** 平成30年4月2日(月)～平成30年12月7日(金)(先着順)
 - ※ 申込件数が100件に達した時点で終了します。
 - ※ 申込み方法等、詳細につきましては防災対策課までお問い合わせください。

■ブロック塀等撤去改善事業

地震発生時に、津波から迅速に避難が出来るよう、道路に面するブロック塀等の倒壊による被害の軽減及び避難路の寸断を防ぐことを目的とし、ブロック塀の撤去や改善をされる場合に、その費用の一部を補助します。

- ◆**補助対象者**
 - ・申請者が対象となる塀を所有していること。
 - ・申請者が市税等を完納していること。
- ◆**対象となるブロック塀**
 - ・コンクリートブロック造り、石造り、レンガ造り等。
 - ・御坊市地域防災計画に定める避難路に直接面しているもの。

補助対象	補助金額
ブロック塀などの撤去	道路面からの高さが0.6m(3段積)以上のものがかつ延長2m以上撤去する事業 施工費用(避難路に面した部分)とブロック塀1mにつき8,900円を乗じた額を比較して、いずれか少ない額の1/2(最高10万円)
ブロック塀などの改善	道路面からの高さが0.6m(3段積)以上のものを、撤去し、生垣またはフェンスなど、他の塀へ転換する事業 施工費用(避難路に面した部分)とフェンス、生垣等を設置する延長1mにつき15,000円を乗じた額を比較して、いずれか少ない額の1/2(最高10万円)

- ◆**申込期間** 平成30年4月2日(月)～平成30年12月7日(金)
 - ※ 完了実績報告書を平成30年12月28日(金)までに提出できること。
 - ※ 申込み方法等、詳細につきましては防災対策課までお問い合わせください。

【ブロック塀撤去前】



【ブロック塀撤去後】

